

平成27年度 市・県民税兼国民健康保険税申告のお知らせ



- ◆申告期間:2月16日(月)～3月16日(月)
- ◆受付時間:午前9時～11時30分・午後1時～4時
- ◆受付場所:市役所2階ホール

混雑を避けるために指定日を設けました。
申告期間終盤になりますと大変混み合いますので、指定日での申告にご協力ください。

<申告日程表>

受付日	指定区域	受付日	指定区域
2月16日(月)	野嵩、普天間、新城	3月3日(火)	我如古、長田、志真志
2月17日(火)		3月4日(水)	
2月18日(水)	喜友名、伊佐、大山	3月5日(木)	宜野湾、愛知、神山、赤道、上原
2月19日(木)		3月6日(金)	
2月20日(金)	真志喜、宇地泊、大謝名	3月9日(月)	指定日に申告できなかった方
2月23日(月)		3月10日(火)	
2月24日(火)	嘉数、真栄原、佐真下	3月11日(水)	指定日に申告できなかった方
2月25日(水)		3月12日(木)	
2月26日(木)	指定日に申告できない方	3月13日(金)	指定日に申告できなかった方
2月27日(金)		3月15日(日)	
3月2日(月)		3月16日(月)	

※休日は開庁ですが、3月15日(日)に限り申告受付を行います。

◆◆◆市・県民税の申告について◆◆◆

■市・県民税の申告が必要な方

平成27年1月1日現在宜野湾市に住所がある方で、平成26年中に収入があった方は申告してください。また、収入がない方でも国民健康保険税、介護保険料などの減免や軽減を受ける方は申告が必要です。

※次に該当する方は市・県民税の申告をする必要がありません。

- ①所得税の確定申告書を税務署または、沖縄商工会議所へ提出される方
 - ②確定申告を電子申告(イータックス)される方
 - ③給与所得のみで、勤務先などから給与支払報告書が市役所へ提出されている方
 - ④年金所得のみで、日本年金機構などから公的年金等の支払報告書が市役所に提出されている方
- ※ただし、③、④に該当する方で医療費控除等の各種控除を受ける場合は申告が必要です。

※営業・不動産・農業収入を申告される方へお願い

帳簿および領収書の確認がありますので申告の際には持参してください。また、収支内訳書も事前に作成してください(書類不備の場合、申告受付ができません)。

■申告に必要なもの(必須) 申告書、印鑑

■申告に必要な書類など

- 給与所得者、公的年金所得者……源泉徴収票
- 障害をお持ちの方……障害者手帳など
- 営業所得者、不動産所得者……収支内訳書など
- 学生の方……学生証
- 国民健康保険・介護保険に加入の方……納付証明書
- 生命保険料や地震保険料の控除証明書
- 国民年金等に加入の方……社会保険料控除証明書
- 医療費控除を受ける方は、昨年中に支払った医療費の領収書(申告前に合計額を計算してください。)

「税」なるほどQ&A ～収入がなくても申告は必要!～

問 申告しないと所得課税証明書が交付できないって本当ですか?
答 本当です。

なぜなら収入(所得)に関する資料が市役所にないと、「非課税」や「被扶養者」といったことを証明することができないからです。収入がない場合でも、きちんと申告しないと、各種行政サービスを受けるうえで困ってしまうことがありますので、申告は正しくお早目に行いましょう!

■申告しないと困ること

- ①市営住宅・県営住宅への入居手続き、就学援助手続きの際に必要な証明書(所得課税証明書)が発行できません。
- ②保育所・認可保育園の入所や児童扶養手当の手続きができない場合があります。
- ③国民年金保険料の免除申請ができない場合があります。
- ④国民健康保険税の軽減・減免措置や高額医療費の手続きができない場合があります。

問合せ: 税務課 市民税係 ☎893-4411 内線225～228